

平成26年6月定例会 経済委員会（付託）
平成26年7月1日（火）
〔委員会の概要 農林水産部関係〕

喜多委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでございますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「すだちくん」の「ゆるキャラグランプリ2014」へのチャレンジについて（資料①）
- 「農地中間管理機構」による農地貸借業務の開始について（資料②）
- 大津農業協同組合・松茂農業協同組合の合併について

小谷農林水産部長

この際、3点御報告させていただきます。

まず、第1点目は、「すだちくん」の「ゆるキャラグランプリ2014」へのチャレンジについてでございます。

資料1を御覧ください。

昨年、本県マスコットすだちくんが、ゆるキャラグランプリ2013に挑んだ際には、当委員会ははじめ県議会で、御論議いただき、積極的なPR活動を展開し、県民はじめ多くの皆様の応援に支えられた結果、全国1,580体中12位と健闘したところであります。

本年度は、テーマソングやダンスを活用するなどして、徳島県の魅力を発信する事業を展開しておりますが、この度、更に強力に発信していくため、ゆるキャラグランプリ2014にチャレンジすることとし、受付初日である本日、エントリーいたしました。

この後、夕刻よりすだちくん出席の記者会見を行う予定であります。

また、魅力発信の一環として、すだちくんが、ニンジン、すだち、ハモなどブランド品目の生産現場を訪問、体験し、産品を紹介する28本の産地PR動画を収録したところであり、食育や販売促進を図るため、新たに3枚組DVDに編集し、県内外の学校、飲食店、量販店などに配付してまいります。

こうした取組を通じて、徳島県の魅力を大いに発信してまいりたいと考えております。

続きまして、第2点目は、「農地中間管理機構」による農地貸借業務の開始についてでございます。

資料2を御覧ください。

県は、平成26年3月19日、法律に基づく農地中間管理機構を発足させ、農業の生産性を高め、競争力を強化するために必要な担い手への農地集積と集約化を推進しているところであります。

この度、本日7月1日から農地の貸付け希望者及び借受け希望者の募集を開始しましたので、御報告します。

農地の貸付け希望者には、機構を通じて自作地を10年以上貸し付けるなど、一定の条件のもと、担い手への農地集積に御協力いただいた方には、貸付け面積に応じた協力金が交付されます。

9月以降、農地の貸付け希望者と借受け希望者が出そろった段階で、調整を行い、農地貸借の手続を進めてまいります。

今後は、規模拡大を目指す意欲ある担い手が機構の事業を活用し、効率的に農地が活用できる環境を整えるとともに、市町村や関係団体とも連携を図りながら利用集積の加速化とブランド産地の強化にスピード感を持って取り組んでまいります。

続きまして、第3点目は、大津農業協同組合・松茂農業協同組合の合併についてでございます。

これにつきましては、資料はつけておりません。

大津農業協同組合と松茂農業協同組合は、共にとくしまブランドを代表するなると金時、レンコン、ナシなど、本県特産品の主産地として、地域農業における産地力の強化育成、農家の経営安定などに大きく貢献している組合であります。

両組合については、農業・農協を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来に向けて、販売力の向上や業務の効率化など、より一層の組織体制及び事業基盤の強化が必要であることから、平成23年1月以降、合併推進協議会等において合併協議を重ね、また組合員への説明も進めてきたものであります。

この度、同協議会において、合併の基本合意がなされたことから、本日7月1日、県、鳴門市、松茂町等の立会いのもと、合併予備契約調印式が行われる運びとなりました。

今後、両組合は、来る7月19日開催の総会における合併議決を経て、県へ合併認可申請を行い、平成27年4月1日の新組合設立を目指すこととしております。

県といたしましては、新たに設立される組合が、地域の中核的な組織として、その役割を将来にわたり安定的かつ継続的に発揮できるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

寺井委員

久しぶりに経済委員会に帰ってきたわけでございますが、もう最初から8年がたとうとしておりますけれども、農業の世界が大きく変わってきてつあります。特に安倍政権になって成長産業として捉えられて、もうかる農業も含めていろいろと大きく夢のある話になってきておるわけでございます。果たして本当にそれが実現していくのか、少し疑うところもあるわけですが、できればそういう世界になると、自然を相手の職業とはいえ、夢をかなえていけるのかなと思っておるところでございます。

今年の3月の議会におきましても、今発表になりました農地中間管理機構についての知事の言明もあったわけでございますけれども、それがいよいよ具体化すると、今日7月1日から募集を開始するという報告が今あったわけでございます。この農地中間管理機構につきまして、これから特に農業委員会もそれに一緒になって協力していかなきゃいけないという話でございますけれども、御存じのとおり、農業委員会の改革も言われておる中で、本当にこれ大丈夫なのかなという感じがいたします。

取りあえず、農地中間管理機構につきまして、どういう背景で設置をされたのか、何を指そうとしているのか、お伺いしたいと思います。

村上農地戦略室長

ただいま寺井委員のほうから、機構の背景とか、どういったことを指そうとしているのかという御質問がございました。

現在、農業の生産現場におきましては、農業の担い手の高齢化や耕作放棄地などの拡大などの課題が生じておりまして、農業構造改革を更に加速させていく必要がございます。このため、昨年12月、政府では今後10年程度を見据えた農林水産政策の指針となります農林水産業・地域の活力創造プランを決定いたしまして、農業を足腰の強い産業にするための産業政策と、農業・農村が有する多面的機能を発揮させるための地域政策の両輪で推進することとしております。その産業政策の一つといたしまして、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地集積を加速化させるため、農地中間管理機構の制度が創設されたところでございます。

本県におきましても、ブランド産地の生産現場を強化しまして競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速しまして生産コストを削減していくことが必要であります。このため、去る3月19日に公益財団法人農業開発公社を徳島県農地中間管理機構に指定しまして、おおむね10年程度の農地利用形態を見据えた農業生産基盤の強化に着手したところでございます。

今後は、規模拡大を目指す意欲ある担い手が機構の事業を活用しまして効率的に農地が利用できる環境を整えますとともに、市町村や関係機関と連携しながら農地集積の加速化にスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員

大規模を目指してコストを下げて農業経営がやっていきやすいように、いわゆる国際化の中でやっていけるよう、世界を狙っているということですが、先日、前の総務大臣でした増田さんがテレビの中で言っていました。これが基本部分になっているのかなと

思いますけれども、秋田県の大潟村の農業、平均20町以上を作っている農家3,000人ぐらいの一つの村だそうでございます。秋田市内は大体平均が5万9,000円ぐらいの納税という中で、大潟村は8万9,000円ぐらい納めていると、非常にもうかっているんだと、こういうお話をされておりました。それが一つの成功例となつてこういうふうになってきているのかなと私は感じたわけでございます。

20ヘクタールを経営するというのは、徳島県でも何人かはいらっしゃるんでしょうけれども、非常に厳しいです。特にこれからTPPも含め、二国間協議、EPAも含めて農業が非常に厳しくなってくる中で、特に米の値段が非常に左右される中で、本当に20ヘクタールで経営ができていくのかなという部分はあるわけです。この制度をうまく利用してという話なんですよ。

実は私、息子が昨年石井にできました農業センターで、アグリビジネススクールというのに参加をさせてもらった中で、これは一つの例え話ですけども、規模拡大をやったらコストが安くなつてという話なんだろうけど、それで世界の中に飛び込んでいけるのかといたら、お父さん、なかなか難しいという話だよという話を聞かされたわけです。というのは、アメリカのような中央の穀倉地帯で農業をやっている方は、機械を駆使して大規模農業をやっているわけです。ブラジルはさらにアメリカの人がびっくりするほどのいわゆる規模拡大といいますか、例えば一つの大きな大地にV字型になって収穫機が何台も一気に動いていると。その後、すぐ後ろから播種機といいますか、種をまいて、非常に温度にも恵まれ、そして雨があれば、次、種をまいたらすぐにまた発芽をして育つてくると。そこにはかなわないと。お父さん、そんなことを言っていたよという話があるんです。これは一つの例でありますけれども、そういうところとこれから競争していかなきゃいけないのかなという感じがしております。何せ米の値段が下がれば、20ヘクタール作っている人もなかなか大変なのかなというふうにも感じております。

今後、この面積を集めた人たちがこの徳島県においてどういう農業経営をやっていくのか、また農地集積、これから始まるわけですけども、どのようにしてやっていくのかお聞きしたいと思います。

村上農地戦略室長

ただいま委員から、この機構を活用しまして今後担い手への農地集積などを図りながら、どうやって経営を強化していくのかという御質問をいただきました。

機構が発足いたしまして、これまで全ての市町村を訪問しまして事業の周知を図っておりまして、ようやく本日7月1日からこの業務を一部委託する形で農地の貸付け希望者、また借受け希望者の取りまとめを行う窓口を設置したところでございます。

業務推進に当たりましては、市町村と協議の上ですけども、重点推進地区を設定いたしまして、既に策定しております人・農地プランなどとの整合性も図りながら積極的な見直しを行いまして、具体的に機構の活用事例などを示しますほか、集約化のメリットなどを分かりやすく周知してまいりたいと考えております。

また、今後10年間で5,000ヘクタール、年間で言いますと500ヘクタールでございますけれども、集積目標を掲げておりまして、規模拡大に意欲的な農業法人や、また水稻作業

の受託を中心といたしますファームサービス事業体を中心に、作業の効率化が図られるような積極的な農地集積を図りまして、農業生産基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

寺井委員

500ヘクタールという数字が出てきたわけでございますけれども、これからその受け皿は、多分、農業法人であったり、企業の農業に進出するような人たちなのかなというふうを感じるわけでございますけれども、なかなか法人も思った割に進んでいないのかなというような感じがいたします。その受け皿の、例えば農地を借りてやろうとする農業法人については、どれくらい徳島県ではありますか。

喜多委員長

小休します。(10時49分)

喜多委員長

再開します。(10時49分)

河野経営推進課長

県下で農業法人がどの程度あるかとの御質問でございます。

本県の農業法人、平成26年3月末現在で214組織となっております。内訳でございますけれども、農事組合法人が38、その他の株式会社等も含めて176法人となっております。

寺井委員

現実に、例えば農業法人が更に今の現状から規模拡大をしていきたいというような気持ちは皆さん持っていらっしゃるんですかね。そういう情報は入っていますか。

丸谷もうかるブランド推進課長

委員の御質問で、これからの農業法人の意欲ですけれども、実は昨年、野菜関係でございますけれども、大きな農業法人、幾つかヒアリング調査をさせていただいております。その中で、やはり農業法人は自ら販路を持っておるといようなこともあって、そこで拡大した部分は自らやっぱり売っていくんだという意欲を強く感じております。そうしたことで、これからもできれば拡大して競争力をもっとつけていきたいという意欲的な農業法人の声も多く聞いております。

寺井委員

希望があるということで、それはなければせっかくの機会が失われるわけですので、それは本当にいいことだなと思います。この中間管理機構については、その対象地区はたしか農振地域と聞いているんですが、例えば県内で農振地域でない地域というのはどの辺までなのか、ほとんどが農振地域なんですか。

喜多委員長

小休します。(10時52分)

喜多委員長

再開します。(10時52分)

寺井委員

例えば農振地域でしかこの中間管理機構が受け皿として機能しないということになると、徳島県も御存じのとおり山林が7割近くあるという中で、中山間の中で本当にこれに参加をしていきたい、又は農業ができなくなったので預けたいというのが、本当にその辺がうまくいくのかというところがあるんですが、これについてはいかがですか。

村上農地戦略室長

中山間地域においてこの中間管理機構がうまく機能するのかという御質問をいただきました。

中山間地域におきましては、御存じのとおり担い手も減少したり、また高齢化なども進んでおる状況でございます。

今現在、人・農地プラン、担い手の確保と農地の集積を一体的に進める計画を進めておるところでございますが、県下全ての市町村におきまして、今110地区のプランができております。こういったプランを今後も継続して更に見直しを行っていくわけなんですけれども、そういう見直しの中で、話合いの中でですけれども、この農地は何としても守りたい、そういうふうな意向のあるなしなどを確認しながら、この農地については誰に委託するといった部分の話合い、また地域内で見つけられない場合はほかのほうにも担い手を探すとか、そういう橋渡しの役割を中間機構は担うと考えております。

地道ではございますけれども、こういったプランの見直しなんかを含めて、そういうお手伝いを機構のほうはさせていただいたらと考えております。これにつきましては市町村とか農業委員会などの協力が不可欠でございます。こういった関係機関の協力を得ながら進めていきたいと考えております。

寺井委員

受け皿がある、それから中山間地においてはなかなか難しい部分もあるのかなと思えますけれども、今大きく話題になっている耕作放棄地等々の解消も含めて、そういうことがやっていければいい。もしその指定に入れない、中間管理機構に入れないところは、今、それぞれの違う対策があるというお話でございますけれども、中山間が本当に日本のこの農業を守っているというか、水産業も含めて、環境を含めて守っているわけであるので、その人たちも本当に生き残っていける世界を是非作っていただきたい。

中間管理機構において大規模で試みる人たちがたくさん増えてくるのも非常にありがたい話ですけれども、これによってTPPが更に進むようなことであっては私はないと

思っておりますし、それを前へ進めるための施策かなという感じもしないでもないわけです。けれども、一つ夢のある世界であってほしいなという部分もありますので、是非皆さん方も協力して頑張っていたいただきたいなと思っております。

さっきもちらっと申しましたけども、農業委員会の機構を改革するような話が出ておるところでございます。この中間管理機構、受け皿であるわけですがけれども、農業委員会等々、これから縮小も含めて人数も減らしたり、いろいろと改革を迫られておるわけでございますけれども、その辺の見通しも含めて、きれいにマッチングしていくのかなと。地方においてこの機能がマッチングしていくのかなという部分についてはいかがですか。

峯本農村整備振興局長

先ほど来話に出ております農地中間管理機構、この事業が成功する、しないというところの重要な要素の一つに、やはり農業委員会からの御意見、農業委員会の協力というものが大事だと考えております。それで、今回、農業委員会についてもいろいろな改革というお話が出ておりますが、我々としては、現状の組織を十分に維持していただきまして、そしてまた新しい取組もやっていただきまして、その中でしっかりと両者が協力して、これからの農業・農村についていろいろ御検討いただくということに期待をしていきたいと考えております。

寺井委員

ありがとうございます。そういう基本的な考えを持っていただくというのが非常に大事なことで、私も安心をしたところでございます。

これから大きな世界へ入っていかねばならないわけですから、農業をする部分についても、夢を持ってこれから若い人たちに頑張っていたいただきたいなと。その支援を皆さん方もどうぞよろしくお願いいたします。

もう一つお聞きしたい点がございます。

御存じのとおりEPAの話ですがけれども、新聞によると、オーストラリアと大筋で合意をしたというような話があるわけですがけれども、非常に心配をいたしております。特に畜産関係が合意をした中で、大変だなという感じがしておるわけですがけれども、このEPAでの大筋の合意ということについて説明していただけませんでしょうか。畜産関係でいいですから。

岸本農林水産部次長

オーストラリアと日本との日豪EPA交渉についての経過のお尋ねでございます。

去る4月7日に日豪の間で大筋合意といったことございまして、大きなところで申し上げますと、日豪EPA交渉におけます、まずは牛肉分野におきまして、オーストラリア側から38.5%の現行の関税に対しまして、冷凍牛肉が18年目に19.5%まで削減と、冷蔵牛肉におきましては15年かけて23.5%まで削減していこうということで、ほぼ15年から20年ぐらいかけて、今現行の関税40%ぐらいを半減まで持っていこうと。あわせまして、大量の輸入牛肉が入りますと非常に日本にとりましても不利になりますので、それが守ら

れるように数量的なセーフガードをかけまして、そこらでセーブをするようにしてきておるようなところでございます。

牛肉が一番影響が大きくて、あと若干、徳島県に直接影響は少ないと考えられますが、ナチュラルチーズでありますとか、あと北海道に関しましては、その他乳製品とか、そういったものが影響を受けるかというふうに考えられております。

寺井委員

関税が15年から20年かけて今の半分になるというお話です。実はつい2週間ぐらい前の農業新聞によりますと、韓国が既にアメリカとのEPAをやっておるということで、その中で、韓国のFTAは40%の税率を15年で撤廃と。

その中で、例ですけれども、小さな80頭ぐらいの肥育牛をやっている方が、もう畜産をやっていけないと。その中で、政府が牛肉経営を辞める農家に3年分の純収益相当分を支給するというような条件を出した中で、中小の経営者たちがその報酬、報酬と言うと何やけど、対策といいますか、畜産から撤退をしていくという世界があるということでございます。こういうのが一つの例になっているのかなという感じもして、本当に畜産農家はこれからも大変だなと感じておるところでございます。

特にまたTPPの問題が入ってくるならば、取りあえずはアメリカは豚肉の話をしているわけでございますけれども、その後において普通の牛肉も入ってくるのかなという感じがいたしております。

その中で、徳島県の畜産の数値、鶏、それから豚、牛を含めて、今現状でどのくらいあるのか、ちょっと教えてください。

今川畜産課長

本県の畜産の飼養状況についての御質問でございますけれども、現在、徳島県内には、酪農家、肉用牛農家、豚、それからブロイラー、採卵鶏とございます。総合いたしまして平成25年2月1日現在では625戸の農家がございます。

内訳を申し上げますと、その時点では酪農家が137戸、肉用牛農家が229戸、豚が37戸、肉用鶏、いわゆるブロイラーですけれども202戸、採卵鶏が20戸となっております。

寺井委員

まだまだ皆さん頑張っているのかなという感じがいたしますが、畜産は大きな影響を受けるんだろうと私は思っておるところです。

その中で、畜産と兼ねてといいますか、お米、いわゆる飯米が売れ行きも悪いという中、自由化になってくると、農家がどういう水田経営をやっていたらいいのかという中で、今、飼料米が特に注目もされ、それからWCSといいますか、穂をそのまま刈り取ってラッピングするわけですけれども、そういうことに稲作を作っていた方がこれから変わっていくのかな、そんなふうにも感じておるわけでございます。

飼料米については、ちらっと聞くのは、幾らでも受け入れがあるんだと、こういう話ですけれども、その辺がどうなっているのか。

それから、WCSについても、これは農家と畜産農家が契約をしなきゃいけないという中で、例えばWCSですと、農家にとっては田植え機さえ1台あれば、あと収穫機も要らない。刈り取って、畜産農家に来て、集めてラッピングをできるということなので、こういう方向に向いていかなきゃならないのかなと感じております。

特に、これから5年後には転作もなくなるという中で、多分農家の方は、田植え機1台あればいい、そういう方向になるので、そういうのもどれくらいまで本当は受け入れができるのか。飼料米については何かちらっと聞いているのは、幾らでも受け入れるというような話を聞いていますけれども、その辺ちょっとお願いします。

村上農地戦略室長

ただいま飼料用の稲とか飼料用米についての生産状況とか流通についての御質問をいただきました。

現在、飼料用として生産される稲につきましては、発酵用粗飼料、いわゆるホールクロップサイレージとしまして、稲穂から茎を丸ごと利用します飼料用稲と稲の種実のみを飼料として利用します飼料用米の二つがございます。

飼料用稲の栽培につきましては、上板町、阿波市、阿南市などを中心に平成25年度の作付は65.9ヘクタール、生産量は約856トンとなっております。飼料米は水田単作地帯や大規模稲作農家を中心に作付されておまして、平成25年の作付面積は99ヘクタール、生産量は約461トンとなっております。

一方、流通につきましては、飼料用稲につきましては、上板町、阿波市、阿南市におきまして、稲作と畜産農家との連携や地域間の連携が行われているところでございます。飼料用稲につきましては、大半がJAに出荷されまして、全農を通じまして飼料工場で加工された後、県内外の畜産家に販売されております。

なお、西日本有数のブロイラー産地であります県西部におきましては、昨年12月に生産者サイド、また畜産サイド、行政関係者から成りますにし阿波飼料用米生産流通研究会などが設立されまして、地域内での生産流通体制の確立に向けた取組が行われているところでございます。こうした取組によりまして、平成26年度につきましては一元的な対応可能なアグリサポート美馬におきまして生産された飼料用米を用いまして、貞光食糧工業と使用調整の上、養鶏農家で年末商戦へ向けての阿波尾鶏を生産することとしております。

寺井委員

461トンといたら大体100町歩ぐらいですかね。

村上農地戦略室長

そうです。

寺井委員

県内で100町歩ぐらいの飼料米が作られているということですね。これ単価ってどのくらいですか。これ単価が安いんだろうと思うんだけど、10アール当たりにしたらどのぐら

いになるのか。それからWCSについても、どのくらいで10アール当たりの単価になるか、ちょっと教えてほしい。

今川畜産課長

寺井委員から、飼料米並びにWCSの単価についてのお話がありました。

単価につきましては、飼料米については畜産農家といわゆる生産農家の対対の、ある程度の取引がございます。そのような中で、今、飼料米についての平均的な価格を申し上げますと、手数料等々を差し引いて20円から30円です。

寺井委員

キロですか。

今川畜産課長

キロです。単純に申し上げますと、先生は御存じだと思いますけれども、3石取れて、500キロとして、1万5,000円ということになります。

それから、WCSですけれども、畜産農家といわゆる耕種農家との間で、これは約束事の中で行っているのが現実でございます。それで、基本的に刈取り費用と生産された物とを対対で分け合うということで、現実にはWCSに対する費用としては、生産農家に対して畜産農家が払っているという状況はほとんどございません。今、畜産農家については飼料としての飼料米並びにWCSを利用しているという状況でございます。

寺井委員

これ、逆に1万5,000円だよ。あと国とか県の補助はないんですか。

村上農地戦略室長

飼料用稲及び飼料用米の補助金についての御質問でございますが、経営所得安定対策によりまして、ホールクroppサイレージ、WCS対応の飼料用稲につきましては、戦略的作物助成というのがございまして、10アール当たり8万円あります。また、それに耕畜連携の助成ということで、資源循環の堆肥などを投入いたしますと、10アール当たり1万3,000円交付されることとなっております。

また、飼料米につきましては、水田活用の直接支払交付金というもので戦略作物助成、数量払いで最大で10万5,000円、10アール当たり払われます。また、これに耕畜連携の助成といたしまして、飼料用米のわら利用をいたしますと、10アール当たり1万3,000円上乗せされます。また、産地交付金の中で多収性の専用品種を用いますと10アール当たり1万2,000円が上乗せされ、またフレコンバックを利用した助成については10アール当たり5,000円上乗せされることになりまして、総計で、最大でいきますと13万5,000円、10アール当たり支払われるような補助金がございます。

寺井委員

本当に補助金があって、普通のお米を作っているよりいいなというような感じがいたします。本当にこうなると、WCSの受入れ面積というのはどのくらいなんですか。WCSはこの六百幾らの農家全部に使えないんだけど、いわゆる酪農か肥育にしか使えないと思うんだけど、これはどうなんですか。

今川畜産課長

今、委員からWCSの利用状況と可能性というお話でございます。

稲も穂も実も全てを一つにしてラップをするいわゆるWCSの方式で、県下で、平成25年度では利用している農家は33戸、これは私の独自の調べです。経営別に申し上げますと、酪農家が18戸、それから肉用牛農家が15戸でございます。

可能性ですけれども、餌代が、委員も御承知のとおり、18年度4万2、三千円だったものが現在6万5,000円ぐらい、約50%以上上がっております。その中で、特に肉用牛農家、酪農家は、わらと配合飼料とが同時に給与として可能になるホールクロップに非常に興味を示しております。

そのような中で、興味は示しているんですけれども、何分にも時期が集中する。御存じのとおり9月に集中して、15日間ぐらいで全て刈ってしまわないけないという状況、それと専用の機械は約1,000万円ぐらいいたします。その機械を購入するにも、国の事業なり県単事業でも購入はしているんですけど、幾分にも元が高いということで、高品質な物を取るためにはかなりの投資が要するというので、先ほど申しましたように県下では33戸、現在65ヘクタールの先ほどの数字が出ておりますが、その数字で推移していると。

今後とも可能性は十二分にあると思いますけれども、幾らまで伸びるかというのは、明確なところは分からない状況でございます。

寺井委員

お米がだめだ、だめだという中で、飯米用としてするならば8万か9万ぐらいまでしか取れない中で、こういう事例があるということは、非常に農業をする者にとりましてはありがたいなと感じておるところです。WCSのラッピングをしたりする専用機械が非常に高いということではありますけれども、徳島県の農業でそんなに大きな農業経営、特に北方なんかはいないわけですから、その中でそういうのをうまく利用して農業経営ができていくという部分も必要なのかなと思います。今後、専用機械、特に畜産農家については御支援をいただきたい。

それから、専門のラッピングをする農業法人みたいなのができてもいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、そういうところにも御支援をいただいて、非常に疲弊しかけている農業が頑張れる世界を作っていただきたいなと、そんなふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

もう一つ、これはお願いなんですけれども、実は地元で、我々と同じような団塊の世代で、第一線を離れて家の農業をやっている方がいらっしゃいます。その方がお米を作っているらしいんですけど、御存じのとおり、今いわゆる地球温暖化の中で、夏場の収穫のお米が非常に品質が悪くなってきているという話を聞いております。

その人はアグリスクールで1年間勉強して農業をやっていたらいいんですけども、コシヒカリを作っていたんですけども、収穫時期がそういう高温のときのために、非常に品質の劣化があるということです。新しい品種、例えば今たくさんの方が、「あきさかり」という福井県の品種を作っているの、それを是非徳島県の奨励品種にしてもらえないかと、こんな話がございまして。県へお願いすると、県は農協に聞いてくださいと、農協に言ってください、農協に言ったら県に言ってくださいと、こういう話らしいんです。

せっかく作る中でうまい米を食べたい。私も実はしょっちゅう東北のほうへ行くわけですけども、朝のバイキング等々、東北へ行くとお米が非常においしい。極端に言えば、おかずがなくてもお漬物と梅干しで、お米がおいしいから、ああ、うまいなと感じるんですけど。実は私もコシヒカリを1町二、三反つくっているんですけど、息子が、お父さん、最近のうちの米、あんまりうまくないなと、こういう話がある。これは土成米なのに、そういう話があるので、ちょっと待てよとは思っているんですけど、これは高温化の影響も大きく受けているのかなと。

徳島県はもうお米の品種改良等々をやっていないという話なんですけど、そうならば、よそで開発された良い品種を選定して、それも一つ視野に入れて、県の奨励品種等々に変えていってほしいなという要請があります。

それはすぐ簡単にはいかない話なんだろうけど、やっぱり今は地産地消等々で、地元でお米も売ったり野菜も売ったりという中で、同じ県民も、うまい米を食いたいと思っていると思うんですよ。非常に高温の中で、コシヒカリが今までは非常に対応する品種だったんですけど、本当にそれでいいのかということもあるし、徳島のブランド力を含めて、そして他県に売買するようになってくると、なおさらそういう話が出てくるのではないかなと思いますので、その辺ももし答えていただけたらいいかなら答えていただければいいんですけども。是非そういうことも含めて対応していただければありがたいと思っております。

村上農地戦略室長

水稻の高温耐性品種への取組状況についての御質問をいただきました。

現場からは、特に野菜後に栽培されているキヌヒカリについて、一等品質の低下が著しいということで、それにかわる品種を求める声が多くございます。

そこで、農林水産総合技術支援センターでいろいろ研究した結果、委員お話しのありましたように「あきさかり」が有望であるということで、今現在試験をしているところでございます。

こういう背景もございまして、今年度、現在、県下で6カ所、実証展示ほを設置するなど、推進を進めているところなんですけれども、今年度におきましては、来年作からこういった農家が「あきさかり」を有利に販売できるように、この秋にも国の産地品種銘柄への登録申請を目指して取り組んでいきたいと考えております。それを通じまして奨励品種の道が開けるかと思っておりますので、今後とも頑張っていきたいと思っております。

寺井委員

よろしくお願いします。

森本委員

実は環境対策特別委員会で質問をしていた件があって、当時、新聞にも一部出ていたけども、そのときに宿題をお願いをしました。出席者的にここの場で言ったほうがいいなということになりましたので、その続きの質問をちょっといたします。

平成24年に太陽光発電の駆け込み申請というのがありました。買取り価格がピークのとときです。そのときに農業委員会で県内すごくたくさん農転をしました、190か所余り。これは環境対策特別委員会のときに数字が出たんですけどね。その後、それから一番長いので2年半から3年たつとるんですけども、農転をしたものの未利用の土地がある。実は私、先々月に経済産業省へ新エネルギーの勉強に行ったんですけど、そのときに、そういう形で駆け込み申請をしたものの、お金がなかったりの関係で手つかずになっている土地が全国に相当増えてきましたと。これは別個に太陽光の申請を出し、さらに農転をしとるものの手つかずがたくさん出てきている。これはやっぱり行政として放置するわけにはいけないので、各都道府県に御協力をいただいて、するなり、もとへ戻すなり、ちゃんとしてくださいということを、これから一つずつ言うていくんですというようなことでした。ああこれは大変な手間が掛かると思ったものの、県ごとに実態把握して、県を通じてこれを分けたらそんなに難しいことじゃないというのが分かりました。

190か所余り転用した土地があったんですけども、そのうち環境でお願いしたのは、実際にここで太陽光が既に着手されているか、用意がされているか、しかしながらまだ全然やる気のないところがあるんじゃないかというような話を調べといてくれとお願いしたんですが、お調べいただいとるようなので、数字を教えてくださいと思います。

檜垣農業基盤課長

太陽光発電の設置におけます農地転用の許可のうち、未着手の状況についてでございます。

平成24年度は28件許可を出してございまして、そのうち1件が未着手となっております。また平成25年度は167件の許可を出してございまして、そのうち12件が未着手となっております。トータルでは195件のうち13件が未着手となっております状況でございます。

森本委員

分かりました。予想しとったより非常に少ない数字で、結構、駆け込んだ人も太陽光をスタートさせとるんだなというような実態がこれで分かりました。

しかしながら、私が看過できないなと思うのは、多分これ何件かはできない人もおると思うんです。一番はお金の関係と言っていましたけども。やっぱりやりたいからしたもの予算が足りない、こういうので断念をしている人が実は何人かおるんです。

そういう中で一つ問題になるのは、農業委員会にかけて農転をしたと、そのときはちゃんとこれも当然目的があるからしたわけなんですけども、その目的をやっぱり断念せざるを得なかった場合、その農転した土地は一体これからどうなるのかなという疑問がちょっ

とありましたので、これはどうなるんでしょうか。もし太陽光に使われなかったら。

檜垣農業基盤課長

太陽光発電の許可を取って、計画どおり実施できない場合についてでございますが、農地転用許可につきましては、まず工事着手を当然していただくことになっておりますが、それがされない場合につきましては、まず督促を行うこととなっております。そして督促を行っても実施されない場合につきましては、許可の取消届の提出とか、または事業計画の変更書を提出していただいて、そしてそれが承認できるかどうかの判断をし、指導をしていくこととなっております。

森本委員

多分、太陽光に限らず、過去にこういう事例、別のことで農転したもののそのままになっているんじゃないかというのはいっぱいあるので、これはやられておるとは思うんです。これ今は少ないんですけども、今後まだまだ太陽光をしたいという声結構あります。私は若干でも増えていくんじゃないかなと思うし、そうした土地をそのまま放置したらやっぱり法的にも問題があると思います。申請があり農転をしてその後ちょっと手つかずになっているところというのは、常に県庁で把握をいただいて、それなりに本人に警告するなり何なりをしてほしいと思いますけども、するんですよ。

檜垣農業基盤課長

転用の案件につきましては、今後も市町村農業委員会と十分に連携をとりまして、工事の着手、また工事の進捗状況を十分に把握するとともに、必要な場合には着手をするような督促も行う。また必要に応じて許可の取消届の提出などを行うように指導するなど、より丁寧に、また適切に対応をしてまいりたいと考えております。

森本委員

よく分かりました。

あと1点、さっき部長が、始まる前にすだちくんがまた始まりますと盛んに言っていました。これ前回も県庁の皆さん非常に頑張っていたので、全国で12位になりました。かなりゆるキャラの中では、とうが立ってきとるキャラなんです、顔を見たら若いんですけども。これ20周年、去年二十歳ですからね。ゆるキャラの中では、ふなっしーなんかまだ2歳ぐらいやから、それからしたら相当とうも立とる。しかしながら、全国的には非常にまだまだ顔が売れていないキャラなので、私はまだ可能性があると思う。

去年も12位になった中で、一部、新聞の全国紙なんかにもちょっと嫌味を書かれていました。徳島県庁の組織票と。私はこれで十分と思うんです。組織票なしでいけたのは、ふなっしーぐらいなんです、勝手に爆発したのは。大体どこも相当やっています。静岡なんかにも聞いたんですけども、相当、県庁も含め、市も含め、御当地含めて戦略を立ててやっている。

これ順位を上げるのが一番で、我々が当選せな何の意味もないのと一緒です。惜しかつ

たなではあかんのです。どんな手を使っても当選はせなあかんのですよ、ほんまに。ゆるキャラ、1桁上位へ上げてこそ、このすだちくんであって、15位で惜しかったなで済まん。次点ではね。私も毎日クリックしていましたから、それにしては12位もちょっと不満だったんです。さらに、私はこれ県庁を挙げてすだちくんにもメダルを取らすぐらいの県民運動にしてもらいたいなど。そのぐらいいいじゃないですか。どうせ批判されたってね。えげつない感じでがんがんにいきませんかというようなお願いをしたいんですけども、どうでしょう。

丸谷もうかるブランド推進課長

この度のすだちくんのゆるキャラグランプリ2014挑戦につきまして、激励の言葉をいただきました。

委員もおっしゃられましたが、昨年一部、報道もございましたが、やはりすだちくんは、徳島を象徴するすだちをモチーフにしたキャラクターでございます。ゆるキャラというのは、まさしくキャラクターですから、地域の個性を表現したものであるというふうに考えております。その徳島の個性を代表するすだちをモチーフにしたすだちくんについて、全国的にこれを有名にしていこうということで、去年、本格的に参入させていただきました。

その活動を展開するに当たりまして、県民の皆様に広く応援していただくためには、やはり県職員が一丸となって率先して応援していかねばならないということで、庁内放送もしていただきましたし、あるいはパソコンを開いた画面で投票を呼び掛けるということもさせていただきました。こういったことが県民運動、さらには全国的な支持の広がりといいますか、人気の広がりになると確信いたしております。そうしたことで、昨年の12位という結果でございますけども、やはりトップを取ってこそというふうに考えておりますので、そういった意気込みで頑張りたいと考えております。ありがとうございます。

森本委員

力強いお言葉をいただきました。

私、これ本当にテレビとかラジオで、わずか1か月、2か月のことなんだから、スポット広告を打つぐらい、すだちくんにも投票しようということだけでいいんです。わずか5秒、6秒でもいいと思うんです。昔、名古屋便にようけ広告料をかけたのに比べたら、これくらいいいよね、樫本委員。

私は、徳島県にとって、はかり知れない大きなプラスになると思う。ほんまに3位以内に入れることができれば。多分これ引っぱりだこになるだろうし、今のテレビを見とったら、あのふなっしーなんかすごいじゃないですか。あの中に入っている人は個人で何億も上げとるんですよ。偽物も出るぐらいやし。

そういう意味で、私はあらゆる手立てを使って何とか引き上げてもらいたい。選挙の強い来代委員に選対本部長を頼んでもいいぐらいと思う、この選挙の強い人にね。だから、そのぐらいやっぱりみんなで見合っかけて、戦い抜いていただきたいなと思いますの

で、よろしくお願ひいたします。

庄野委員

寺井委員さんの質問にも少し関連するんですが、飼料米のことも出ましたけれども、私は国の米政策の見直しということについて少しお聞きをしたいと思います。

生産調整というのが5年後の平成30年産から、今までの行政による生産数量目標の配分に頼らなくても、国が策定する需給見通しなどを踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産を行える状況になるように、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むというふうなことが言われています。その5年の間に本県としてどのような見直しといたしますか、農家に対しての説明だとか、これは国の方針によりますと、農林水産業・地域の活力創造プランにおける位置付けとして、産業政策と地域政策によって農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指しているということもあって、今回の農業政策の見直しというのはその一環であると言われております。

地域政策として日本型の直接支払、多面的機能支払を創設するという事とか、あと、先ほども言われていましたけれども、担い手への農地利用の集積・集約化を加速化させるための農地中間管理機構の制度化であったり、あと、経営所得安定対策の見直しとして、米の直接支払交付金の見直しや米価変動交付金の廃止、ゲタ・ナラシ対策に対する一定の規模要件を廃止する。また4点目として、水田フル活用と米政策の見直しとして、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興するほか、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた米生産が行われるよう環境整備していくということがあります。

今後10年間で農業・農村全体で利益を倍増するという事なんですけれども、本当に徳島県内においてそんなようなことが実現できるのかどうか。このお米に関して、今後5年間ぐらいでどのような方針で臨むのかということ、少し御説明いただけたらと思います。

村上農地戦略室長

ただいま庄野委員から、特に米政策の見直しについて御質問がありまして、水田フル活用ビジョンの事と認識しました。その概要について御説明させていただきたいと思ひます。

徳島県の水田フル活用ビジョンと申しますのは、徳島県の水田農業におけます作物振興の設計図というようなものでございまして、去る6月5日に中四国農政局長より承認を受けているものでございます。また、このビジョンの実現のために、県で用途を決めることができる経営所得安定対策の産地交付金を活用できまして、平成26年度は国から取りあえず概算としまして3億1,700万円が配分されているところでございます。

本県の水田フル活用ビジョンの特徴といたしましては2点ございまして、現在、徳島県が「いけるよ！徳島」ブランド戦略で強力に推進しております園芸作物の面積拡大を図るため、園芸作物への産地交付金を全体の約8割に活用する予定であるということが1点。

もう1点は、主食用需要が減少する中、委員も御指摘ありましたように、今後県内で拡大が予想されます飼料米等への誘導を図るため、産地交付金を活用しましてフレコンバツ

クによります輸送等の飼料米の生産流通化へ助成いたしますとともに、多収性の専用品種、「あきだわら」でございますが、飼料用米を生産する場合に助成を行う、このようなことが特徴として挙げられます。

こうした産地交付金を活用いたしまして、ビジョンの実現を図ることで、徳島県の水田農業の維持・拡大と農業者の経営安定の実現を目指していきたいと考えております。

庄野委員

園芸作物とか飼料用米を増やすようなことを言われていましたけども、水田フル活用ということで、今まで休耕していたようなところを、徐々に園芸作物を作ったり飼料用米を作ったりするのに増やしていく感じだと思います。さっきもちょっと畜産のお話を聞いたら、飼料用米も、それにあんまり頼るといふか、過剰になっても消費できないというようなこと、幾らでも受け入れますよというわけにはいかんように受け止めました。それだけではないんでしょうが、自由に競争できるようになって、徳島県の稲作農家が5年後に競争の波になったときに、TPPの部分もありますけれども、所得が倍増して、担い手も育っていくということを行う割には、余り徳島県はこうするんだと、主食用米を何ヘクタール、そして加工用米を何ヘクタールで何トンするんだという、もう少し明確な分かりやすい説明がなければ、農家の方って非常に不安だろうと思います。本当に大丈夫なんだろうかと。

私の家も里で弟と2人でお米を作っていますけれども、機械が1回壊れてしまったら、次、なかなか機械を買えないんです。うちの弟がインターネットとかで安い田植え機とかコンバインとかを買って、少しですけれどもやっています。そういう小さい農家が、多分一世代終わったら、父がしよったんですが、もう多くできなくなって、辞めようかと言いつつたんですけども、食べる分だけでも作らんかと言うて、今、2反半ぐらい弟と2人で作っとるんです。

それも、そういう安い機械を買って続けないと、多分、全部よそに預けて作ってもらおうというような状況になっただけだと思います。そうした農家がいっぱいあると思います。大きな農家もありますし、小さな5反、6反作っている農家もあると思いますけれども、そこらが継続して稲作を地域で作っているのかどうか、そこらの心配事について、この水田フル活用とか米政策の見直しで大丈夫なんですか。

村上農地戦略室長

今回のいろんな国の制度の見直しによって生産者に不安は生じていないのか、今後の見通しはどうかという心配に関する御質問をいただきました。

県では、こういった高齢化が進み、また担い手が減少する中の背景を受けまして、また、この経営所得安定対策も見直しされたということを受けまして、本県の水田農業のあるべき姿を描いた上で、主食用米とか、先ほど来出ております飼料用米、また備蓄米とか麦、野菜など、フル活用ビジョンに描いた戦略作物などを組み合わせた七つの経営モデルというものを示しました徳島県水田活用強化戦略というものを策定しまして、市町村やJA、農業支援センターなどと共通認識のもと、具体的な取組を推進しているところでございま

す。

今後とも、この関係機関とも連携いたしまして、地域ごとの状況に応じたこの戦略に基づきますモデル普及を行いまして、県内生産者が本対策の見直しに混乱をしないように、経営の安定化につなげるよう指導をしていきたいと考えております。

庄野委員

余りここで言ってもあれなんですけれども、全国の近年における水稻の作付状況というのが出ていますが、あんまり変わっていませんよね。平成20年度で水稻作付面積が164万ヘクタール、平成25年度で165万ヘクタール。主食用米というのが平成20年度では150万ヘクタール、平成25年度では152万ヘクタールですから、8万ヘクタール主食用米が減って、その分加工用米とか新規需要米、備蓄米、非主食用米というのが少し増えているという状況です。

これを本県で言えば、例えば水稻作付面積が今後5年間でこのぐらいになって、その中で加工用米とか新規需要米、備蓄米、非主食用米とかが何ヘクタールぐらいで作られているという予測や目標みたいなのは、何か持たれているものがあるんですか。

村上農地戦略室長

非主食用以外の新規需要米の作付けの目標というようなことでお聞きしました。

現在、平成25年の作付面積でいいますと、主食用米が1万2,766ヘクタールございます。また飼料用米につきましては約100ヘクタールあるところでございます。米粉用米が13ヘクタール、ホールクロップサイレージ用の米が66ヘクタール、加工用米が21ヘクタール、備蓄用米が321ヘクタールとなっております。

これの目標を一応定めておりますが、平成28年度の目標でございますけれども、主食用米につきましては1万1,700ヘクタール、飼料用米につきましては100ヘクタールから330ヘクタールに拡大するという計画になっております。また米粉用米につきましては13ヘクタールが20ヘクタールに拡大、WC S用米につきましては現在66ヘクタールを80ヘクタールに、加工用米につきましては21ヘクタールを25ヘクタールに、備蓄用米につきましては現在321ヘクタールに対しまして380ヘクタールというふうな作付目標を掲げております。

庄野委員

ちょっと今書きとれなかった部分もあるんで、後ほど数字をいただきたいと思います。

目標を立てておっても、それが例えば目標を立てるんだったらどこの地域でどのぐらいのものをしていくというようなことがなされるんですけれども、そのことが農家の減少になったり減収になったのでは困ると思うんです。今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増させることを目指すということでもありますので、それでどうやって倍増になるのかどうかというのも少し研究して、こういう形で県内の農家の所得を倍増させていきたいということも、今後の課題として教えていただきたいなと思います。

それと、そういうふうな政策を進めていく上で、人口減少がずっと続いていて、里山の

重要性というのが最近よく言われておるんですけれども、その里山がだんだん荒れてきて、人も手入れができなくなったということで、非常に鳥獣害の被害が増えてきているということもございます。

やっぱり山と平野との接点みたいなところを、今、里山資本主義とかいう本でも非常にクローズアップされておりますけれども、本県もその里山というところの位置付けを、もう少し、たしか基本計画か自然の基本条例か何かでも、里山の重要性というものは書かれていると思うんですけれども、そこらを農林水産部としてどのような形で維持させていくのか。

そのためには鳥獣害対策というのが非常に重要だと思うんですけれども、鹿、イノシシ、猿、もう本当に民家に近いところまで猿とかも来て、イノシシなんかもすごいらしいです。そこらの鳥獣害の対策を、里山、森林全部ですけれども、鳥獣害対策と聞いたら結構時間的にも長いと思うんですけれども、私は里山部分の再生を農林水産部としてどんな形でしていくのか、非常に重要な課題だと最近思っております。

そんなことで、鳥獣害被害も非常に大きいんですけれども、そこらの里山対策と鳥獣害対策について、答えにくいかもわかりませんが、何かこんなことを考えているということがございましたらお願いしたいと思います。

西條林業戦略課長

ただいま庄野委員から里山の整備について御質問をいただきました。

森林・林業を支える山村においては、特に最近、里山の手入れと申しますか、そういうものが非常に少なくなってきたことで、生物の多様性でありますとか、いろんな機能が発揮しにくくなっておるといようなことでございます。

そういう中で、里山の保全管理や森林資源を活用する体制作りが不可欠というようなことで、国において森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業というのが昨年度から実施されております。

この内容につきましては、地域環境保全タイプ、里山保全をすることでございますけれども、雑草木の刈り払いとか遊歩道の維持管理、そういうものをする事業でございます。また環境保全対策といたしまして、今言われております侵入竹の除去、竹林整備、そういうものを実施できる事業、また森林資源利用タイプといたしまして、雑草木の伐採・搬出、キノコの原木に使用したり、まきストーブに利用するというふうな事業を実施しているところでございます。

井形農村・鳥獣対策担当室長

鳥獣被害対策にどのように取り組んでいるかということでございます。

本年度、徳島県では鳥獣被害対策を総合的かつ効果的に講じるため、4月に鳥獣被害対策統括本部を立ち上げまして、野生鳥獣の適正管理と捕獲対策、侵入防止柵等による防止対策など、四つの柱を立てまして、関係する部局が連携して対策に取り組んでいるところでございます。

平成26年度の主な鳥獣被害対策につきましては、市町村等で構成します地域協議会が実

施します I C T, これはスマートセンサーなど, おりに I C T を活用して捕獲効率を高めるものでございますが, I C T を用いたわなと侵入防止柵を一体的に整備する, あるいは大型の捕獲おりの導入など, 総合的な鳥獣被害対策を支援する鳥獣被害防止総合対策事業を実施しております。

また, 総合的な鳥獣被害対策に取り組むモデル集落を育成すること, あるいはモンキー Dog の育成, 捕獲した野生鳥獣をジビエとして利活用することを推進します。獣害に立ち向かう農山村づくりモデル推進事業にも取り組んでいるところでございます。

また, 新規事業としまして, 猿の適正管理計画策定に向けまして, 生息調査や個体群管理モデルの実証, 鹿の囲いわなによる効果的な捕獲や一時飼養施設の実証などを実施します。野生鳥獣管理対策モデル事業を実施しているところでございます。

また, 6 月補正でお願いしております猿対策の技術者育成と緩衝帯の整備にも取り組んでおります。緩衝帯といいますのは, 林縁部と農地若しくは集落との境目の雑木等を伐採することによって, 鳥獣が潜んだり隠れたりする場所をなくすことにより, 侵入経路を絶つという効果がありますので, 本年度積極的に推進してまいりたいと考えております。

庄野委員

鳥獣害対策にしても, ずっと本会議でも言われておりますし, その対策についてずっとやられておることは承知しております。

これからも, 天敵がいればいいんでしょうけれども, なかなかそういうわけにはいかないの, やっぱり人間が個体数を減らしていくという作業もしなければいけない時代であります。これは本当に深刻です。総掛かりで予算も付けて, 何とか里山を守ったり, 地域の山村を守ったり, そういうことを継続的に今後もお願いしたいと思っております。

それともう 1 点, ガソリンの価格が非常に上がっているということで, 今朝ガソリンを入れたときに, また上がるんと違うんですかと聞いたら, 明日からまた 2 円上がります, ひょっとしたら 170 円台になるかもしれませんと言っていました。

私は, 事前委員会でもたしか言うたと思うんですけども, 隣県の高知県からは, 園芸用のハウスで加温しなければいけない時期に, 今まで重油を使っていたのを, 木質バイオマスを使ってチップボイラーに転換して, チップボイラーに転換するとき少し助成金を出して, 重油ボイラーからチップボイラーへの転換を図って, そして木質バイオマスを供給しているということも聞いてきました。

本県にしても, 高知県ほどの面積はないかもわかりませんが, そういう木質バイオマスを使うことによって経営安定を少しでも図っていくということも視野に入れながら, 木の有効利用, これに更に重きを置いていくことも片や考えていかなあかんのと違うかなと思えました。

本県の木材の利用方法は, この前ナイスグループを見てきましたけれども, 木材をとにかく使うと。それで, 余っている皮とかこずえとかそういうところは近くの小松島にある木質のボードを作ったりするところで, 最後まで燃やさずに有効利用していくというその方針はいいと思うんです。けれども, それにプラスして, やっぱりそれに使われない, 例えば製材での部分, もう既に作っている分もあると言っていました, そういう製材所で

のくずであるとか端材，そういうものを燃やさずにきちんと全部使っていくということをもう少し手間をかけてやったらどうか。それで，少しでもそういう安く木質のペレットを自家産で，県産でどこかで作って，それを園芸作物で加温している農家に供給してあげるといったことも，将来を見据えてそういうこともやっていったらどうかと考えますが，どうでしょうか。

阿部次世代プロジェクト推進室長

木質バイオマスの有効利用の御質問をいただいております。

庄野委員からお話がありましたように，本県におきましては県産材を，A級材を製材品，B級材を合板，C級材はMDFの材料ということで，根元からこずえまで利用する加工体制が整っているところであります。

そうした中で，一部には樹皮であったり木材の加工分から発生しますかんなくず，こういうようなものは一般的に木くずと言われているものでありますけれども，こういうものにつきましては，木材の乾燥機であったり温泉施設のボイラーの燃料として，現在化石燃料の代替として使われております。こうした施設につきましては，現在本県におきましては33機ほどの木質のボイラーが運用されているという状況があります。

それと，先ほどお話がありました農業用につきましては，本県では二つほどのボイラーが設置されておまして，これにつきましてはペレットを活用したボイラーとなっております。ペレットの生産といたしましては，東みよし町，つるぎ町，こちらでそれぞれ生産しているという状況がございます。

それと，チップボイラーの話が少し出たかと思っておりますけれども，チップボイラーにつきましては，上勝町にあります月ヶ谷温泉で使われているのが1機と，昨年度，徳島市のスポーツクラブで温水用のプールとして1機導入が図られているところであります。加えて，まきボイラーというのが昨年度三好市の温泉施設5か所に入っている状況がございます。

今後，県産材の生産・消費の倍増を目指します次世代林業プロジェクト推進に当たりまして，こうした木くずも増産により出てくるようになりますので，これらの部分を有効に活用して，先ほど委員からありましたような農業用でどのように使われるか，こういうところを関係機関とも相談しながら進めていければと考えております。

庄野委員

農業用のほうにも今後関係機関と協議を重ねてというふうな方針も今言われました。

将来的なことを思ったら非常に重要な部分であって，そういう木質バイオマスでハウスの加温をするということは，化石燃料を使わないので地球温暖化対策にもつながります。うまくいけば農家の経費負担の軽減につながりますので，そういう視点も，本県の根元からこずえ，その先まで全部有効利用するんだという方針はいいと思っておりますが，無駄にどうか，ほかの製材所とかでまだ燃やされている部分もあろうかと思っております。そこらを少なくするために，製材端材みたいな，木くずとか端材を燃やさずに，こういう方法がありますよということを広く周知をして，集められるような仕組みみたいなのも作っていただけらなと感じておりますので，また更に御検討をお願いしたいと思っております。

喜多委員長

午食のため休憩いたします。(12時01分)

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。(13時04分)

それでは、質疑をどうぞ。

重清委員

午前中に寺井委員さんからの農地中間管理機構についての質問でいろいろ聞いて、大体分かったんですけど、何点か教えてほしいんです。

この貸付け希望者に10年貸し付けるということで、30万、50万、70万ですけど、これは10年で割ってくれるんですか、1年でくれるのかどうか、まずお聞きします。

村上農地戦略室長

今回の農地集積の協力金につきましては、10年間の貸付けをされた方について、1回のみ分で、1回で支払われることになっております。

重清委員

次に、借受けのほうですが、これは貸付けが、土地が借り受けれなんだ場合はどうなるんですか。貸付け希望で、これ貸してもいいですよということでしょう。受皿になった場合は、これも一緒に協力金はくれるんですか。

村上農地戦略室長

これにつきましては、貸し借りの契約が成立して初めて支払われるということになります。

重清委員

そしたら貸すほうはくれるんですけど、借りるほうは今でももう話し合いして借りたりしておるんですよね。それに対してはゼロでしょう。これはどうなっても借りるほうをすべてゼロでやっていくんですか。今までは1万円年間出せとか、貸してくださいとか、いろいろあったんですけど、今回からのをこれでやった場合は、すべてただで借りれるというシステムでよろしいんですか。そこらが分からん。

村上農地戦略室長

今回、借りる側、貸す側の分で、双方地域に応じた単価設定なんかを行いまして、ただで借りれるというわけではございません。その仲立ちを中間管理機構が行いまして、貸し手と借り手のほうの仲を取り持つような格好になります。

ですから、その地域の相応の貸し賃で中間管理機構が仲を取り持つような格好でありま

すので、ただで借りれるというわけではございません。

重清委員

中間管理機構の金額は大体決めていくんですか。県下の海陽町の中でも宍喰があり海南があり、またその中でも良いところと悪いところ、いろいろあるんです。市町村じゃなしにもう二つが窓口とかになっているみたいですけど、機構がやるんですか。それとも町がこれ何もしないでやるんですか。二つにしてあるけど、これはどっちに決めていくのかな。

それは単価設定は難しいです。ここは年間1万円とか5万円とか、みんなバラバラです。それをどうするんかというんが、今年度からやっていけるんですか。今まで現実に貸し借りしとるんですよ。そういうのもあるんですけど。そこらを1回、言うたら白紙にして単価設定をやってしていったら、なかなか違うんですか。それに対して貸すほうは給付金があるんですけど、借りるほうはないんですという話でしょ。そこらどういうふうな方向でおるんか、ある程度は決まって、1万円でいくとかゼロでいくとか5万円ぐらいでいくとか、これはまるで今からですか。ここらがちょっと分かりにくいんですけど。

村上農地戦略室長

この単価設定につきましては、地域ごと、農業委員会のほうで一応の目安となる金額なんかも設定されておると聞いておりますけれども、そういったものを参考にしながら、またそれぞれの土地条件がいろいろあるかと思えます。そういったことも加味しながら、それぞれの地域ごとに話合いの場のもとで調整をしていくということになっております。

ですから、県下統一の単価が設定されるわけではございません。

重清委員

分かりましたけど、今の現実には貸し借りの金額はバラバラですんで、ただでも借りてくれというところはたくさんありますので、そこらの調整をきちっとどこが責任を持ってやるか。農業委員会がやるんか、県の公社ですか、それと役場ですか、市町村長がタッチしていくとか、農業委員会が全部やってしまうのか、それとも一緒になってやっていくのか、そこらをきちんとしておいてください。それだけお願いします。

次に、朝も言った鳥獣被害について、今年度は1億1,900万で前年の90%ということですけど、これ内容が何でこんなことになっとんか。

うちらはすべて電柵をはり、網をし、やっていきよるので被害は少なくなった。それと先ほど言った里山なんかは、もう作らんと。作ったってもうやられるので作らんとというんで、そこはもうどんどんやめていきよる。これはどういう内容を把握しておるんかなというのが大事なんです。私も県庁まで来よりましたら、海部郡は大体もう柵で囲っておりま。猿が来ないように、電柵なりで三方、上まで。それから新野へちょっと入ってきたら、まだ囲ってないなあという状況です。それがどんどん広がっていくようになっとると。こっちに被害が出てくるだろうというんで。今まで被害に遭ったところはもう対策を練るかやめるかですよ。

数字が減りよるからいいんですよではないと思うんです。そこらの現実の数字はどうい

うふうな状況かが大事だと思うんですが、そこらは分かっていますか。去年との違いで。

井形農村・鳥獣対策担当室長

重清委員から、農作物の被害状況についてどのような内容になっているかという御質問をいただきました。

鳥獣被害の状況については、対前年90%とはなっておりますが、1億円を超える被害状況にありまして、平成21年度以降、1億円を超えます深刻な状況が続いております。先ほど委員からもお話がありましたように、海部郡では防止柵の設置が非常に進みまして、ほとんどの農地に設置されている状況にあるということでした。

この被害状況の内容につきましては、防止柵を設置した集落につきまして被害は減っておりますが、まだ国の交付金事業の対象とならない小規模な農地であるとか、そういう部分に被害が広がっているということもございます。

県下全体で言いますと9割となっておりますが、やはり依然として被害対策のできていないところ、先ほど委員からお話がありましたように、やっぱり被害があるところは防止柵を設置していくんですけども、防止的、あらかじめやるということが今までやってこれなかったものですから、そういう地域で被害を受けております。

今後は、あらかじめ農作物被害を防止するという観点からも、防止柵の整備等に努めてまいりたいと考えております。また、防止柵の設置だけではなかなか効果が上がりませんので、6月議会でお願ひしました緩衝帯の設置であるとか、集落にえさ場を作らない取組であるとか、そういうモデル集落の取組も引き続き進めてまいりたいと考えております。

重清委員

ここらは余り熊は出ませんが、北海道は今、熊がたくさん出てきて、神戸でもイノシシに襲われてとか、先日は福井小学校のところで小学生が猿にとということで、やっぱり危険なんです。鹿は光を見たらぶつかってくるし、車なんか故障します。猿だって集団で来ますんで、今はこうやって野菜被害ですけど、これはもうだんだん人への被害、また家への被害が増えてきます。これは全力を挙げて早く防いでほしい。

今だったらどンドン柵のないところへ行きよります。小松島へ行ったらまだ柵をしてないです。まだ大丈夫と言ってもどンドン山のほうから来ますから、そこら早く対策を練ってほしい。

それと山のほう、さっきちょうど里山言よったんですけど、まだ人工林を見たら、スギが74%、ヒノキが20%、マツが5%で、広葉樹が0%と1%もない。早くこれは広葉樹を増やしてもらわなかったら、餌とかはないでしょう。分けないかんというんだけど、ごちゃ混ぜになって、今のスギやヒノキがこんなんでは山は危険過ぎます。県の県有林、まずここから広げてください。早くせなんだら、これだけスギやヒノキが伸びっぱなしになってきたら全然保水力はないですよ。草や生えてないです。今、山はもう木が生えまくってます。国道やって県道やって道は一緒でしょ。もう全部木が来よる状況でしょう。手入れに行かんのです。みんな上のほうで作物作れないので、上へも上がっていかんという状況になってきよるでしょう。ここらは早く全体的な計画を立ててやっていかなんだら、山は

何もできないです。

この山の問題はどこかな。一体どういう計画でおるんか、広葉樹を増やすとか、今までに質問したことあるんだけど、本当に増やしていくのかどうか。これ数字を見たら全く増えていない。まだ1%っていない。どうですか。

西條林業戦略課長

森林において人工林ばかりで広葉樹が増えていないという御質問でございます。

県といたしましても、戦後造林された人工林が今生育し、利用できるような状況になってきておるといってございまして、またそういう広葉樹林化を進めていくということについても、以前から広葉樹林化でありますとか間伐率を高めて広葉樹を育成していくような事業を進めているところでございまして。

具体的には、徳島県豊かな森づくり推進事業と申しまして、企業からいただいた基金を原資といたしまして市町村が広葉樹林を取得して、広葉樹林化を進める取組について支援しているところでございまして。

そういうことも含めまして、一朝一夕にはいきませんが、今後、戦後造林された人工林が利用されるようになり、御承知のとおり人工林に適さないところと申しますか、そういうところまでも人工林が植えられているというような状況もございまして。そういうところについては、伐採した後は広葉樹林に戻していくと、そのような方法で徐々にではありますけれども広葉樹林化を進めていきたいと考えております。

重清委員

これは広葉樹林化したらお金にはならないからね。これ、なかなか民間はできないんだから、県が率先してまずやってください。ここらはやっぱり計画的にやってもらわなければ、今みたいに猿やって鹿やってイノシシやって、近場へ下りてきたら餌がありますというのを覚えてしもうとるんですから。山に餌がないのは分かるとるから、危ないんですよ。今、危険なんです。この間、小学生がああなったんやけど、そりゃあ群れで来たら大人やって怖い。子供や老人、女の人全部狙われていますよ。猿は賢いんですから。だから、ここらはやっぱりちょっとずつでも早くしてください。すぐにはなりませんので。山が変わるといことは、ちょっとずつでも計画的にやっていただきたい、これ要望しておきます。

次に、鳥インフルエンザ、口蹄疫等について。

これ、今回、関西防災・減災プランで出とるんですけど、徳島県は特にいろいろと対策を練らないかんです。これ関西版ができてきとるんですけど、私も経済委員会は久しぶりですので、徳島県の鳥インフルエンザとか口蹄疫に対する初動体制、これはどのように出来上がとるんですか。まずお聞きをします。

東城家畜防疫対策担当室長

鳥インフルエンザ発生時の本県の初動防疫体制はどのようになっているかという御質問をいただきました。

本県で、もし鳥インフルエンザが発生した場合は、高病原性鳥インフルエンザの発生を危機管理事象として捉え、知事を本部長とする徳島県危機管理対策本部が設置されるようになります。それは同時に県の鳥インフルエンザ対策本部になります。全庁を挙げて対応することといたしております。また発生した現地には、総合県民局長を現地対策本部長とする現地対策本部が設置され、現場での防疫措置に当たる体制をとります。防疫作業には大量の防疫資材と人員を必要とすることから、肉用鶏3万羽規模の発生を想定した資材の確保や、危機管理部が高病原性鳥インフルエンザ動員名簿を作成しており、これを毎年度更新し、危機管理体制を維持しております。そういう体制で臨んでおります。

重清委員

関西の今回の場合やったら、初動派遣制度ができて、派遣可能なのが18名です。徳島県で発生した場合は何名ぐらい初動で出せる人数を確保しとるんですか。

それと、今回も補正で予算が1,000万円ぐらい組んでいると思うんです。これはどういう費用ですか。中身についてお聞きします。

東城家畜防疫対策担当室長

この度の防災・減災プランの中に示されておる関係連携県の家畜防疫員の派遣のことでございますが、本県からは2名の人員を登録しております。本県で発生した場合は、その関係県から合計8名が来ていただけるということになっております。

それともう1点の御質問でございますが、今回の6月補正でお願いしております件でございますが、従来は、先ほども申しましたように、肉用鶏の3万羽規模の防疫服とかマスクとかを備蓄しておりました。今回の熊本県の発生をいい例としまして、10万羽規模の発生があっても対応できるような備蓄が必要だということで、この度の議会にお願いしているところでございます。

重清委員

その内容は具体的にどうなっているのか。

東城家畜防疫対策担当室長

内容につきましては、防疫服6,700着、それから帽子とか厚手の手袋とか、そういういわゆるウイルスが蔓延しているときに入るために必要な資材で、すぐになかなか調達が難しいような資材を約1,500万少々ですが、調達させていただくことにしております。

重清委員

それは今言われたように、南部で起きたら南部で体制をとると、これが東部だったら東部でとって、西部だったら西部と思うんですけども、どこか1か所に集めとくんですか。それとも分けるんですか。

東城家畜防疫対策担当室長

今、備蓄センターとして保管しているところがございます。それは旧の農業支援センター鴨島分場の空き庁舎に、約3万羽が発生した場合の資材を備蓄させていただいております。さらに追加の資材も同じところに備蓄させていただくようになると思います。

なぜかと申しますと、鳥インフルエンザの発生の疑いが出た段階で早急に資材を現場に運ばなければいけないというところで、マニュアルで農林水産部の職員が運ぶような段取りになっております。それが1か所に限定していないとなかなかそのシステムが動かないということで、そのような1か所保管ということにしております。

重清委員

ちょっと分かりにくいんですけど、今までの3万をそこへ置いとるんでしょ。10万羽やったら分けてもいけるじゃないかと思ったんですけど、置く場所だったら鴨島だけやなしに海部も空き庁舎があるはずですよ、農業の支援センター。こういうところはいろいろあると思うんですけど。こういうところへ置かなくても、やっぱりそういうときには持っていくのが一番便利なのか、そのとき行く場合に、何人行けるかというのは分からんのか、それで一回招集するんですか。この初動の家畜防疫員というんですか、これ徳島県の場合は何名おるのかな。2名はよそへ出すときでしょう。徳島で発生したときは何名いるんですか。

東城家畜防疫対策担当室長

今、家畜防疫員に任命しているのが家畜保健衛生所の獣医師、それと畜産研究所の獣医師、それと県の農林水産部の事務をしている獣医師、合計52名おります。家畜防疫員に任命しております。

それ以外の職員の方、今のマニュアルでは24時間かけて鳥を殺処分するようになっています。3分割するようになっています。24時間を3分割して、8時間ごとに分割しております。1班が約300名で、ブロイラーかレイヤーかで殺処分するスピードが違いますが、その体制で取りあえず臨むという体制にしております。

重清委員

この鳥インフルエンザや口蹄疫はやっぱり経済の影響が大きいですから。平成23年に宮崎で起きた場合は102万羽殺処分して、経済が102億。それから平成22年の口蹄疫は30万頭で2,350億円でしょう。この間もあつたんですけどすぐ収まったでしょう、九州とか。だからやっぱり最初が大事ですよ。最初にもう全力を挙げていけるような初動体制をとっていただきたいと要望して、この件を終わります。

最後に、第一次産業の中でも漁業、海部郡の漁業、今やっぱり漁獲高、漁獲量がすごい減少して、また価格が高騰しよるんです。それでまた、たくさん魚が捕れたら安いというので、今大変厳しい状況になつておるんです。それは農業もどうか分かりませんが、特に漁業は。これに対して農林水産部はどのような認識を持っているのかお伺いいたします。

今、ブランドやら何やらで、いい話はあるんですけど、全体的になかなか魚が捕れん、価格は上がらんという状況になっていますので、私が聞くところでは。現状認識と、どう

いう状況かお聞きいたします。

船越水産課長

ただいま委員から、漁業が非常に厳しいということをお聞きいたしました。

まず、漁業就業者数でございますが、阿南市を含めました県南地域におけます就業者数でございますが、平成12年から22年の10年間で約26%減少しております。そういう現状でございます。中でも牟岐町あるいは美波町などは、海部郡の減少が大きい傾向がございます。

それから次に、漁獲量の話でございますが、海部郡で重要なアワビ類、サザエ、あるいは魚類でいきますとタチウオなど、海部郡の主力であります魚種の減少がこれも大きく、漁業全般を含めて大変厳しい状況があるというふうに認識しております。

重清委員

今、水温が高かったり低かったりが分からなくて、みんなそれによって海藻が生えたり生えなんだりするし、大変になっとるんです。そこらのいろんな研究もしてほしいし、先日、我が会派の嘉見会長が代表質問しまして、日和佐にあります農林水産総合技術支援センター美波庁舎の機能強化に取り組みされるとお聞きいたしまして、大変心強く思っておりますが、今後の取組の方向についてお聞きいたします。

河野経営推進課長

美波庁舎の機能強化ということでございますけれども、まず1点目といたしまして、県南地域の水産業を支える研究拠点としての機能強化を図っていかねばならないと思っております。

また2点目といたしまして、将来発生が予想されております南海トラフ巨大地震に対応した防災・減災という両面から検討を進める必要があるのかなと思っておりますのでございます。

特に、委員からもお話がございましたけれども、最近、海水温の上昇などによりまして磯焼けが発生するなど、藻場が非常に減少しておるということでございますので、海水温の影響を受けにくい、県南地域に適した藻場造成技術の開発、また、安定した収入の確保に向けた、ヒジキ等もやっておりますけれども、岩ガキなどの養殖技術などについての研究も必要ではないかと思っております。

また、防災・減災ということもございまして、美波庁舎の本館につきましては建設されて長いことたっております。そういうことから、防災・減災、地震対策というようなことも念頭に置きながら考えていく必要があると思っております。

今後、関係者の皆様方の御意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

重清委員

南海トラフ巨大地震、津波ですね、これはいつ来るか分かりません。それと、今まで海

岸線、今も整備計画がいろいろ出ていますけど、堤防とかいろんな整備もしてもらわないかんし、我々の会派が毎年行きよるんですけど、南三陸町に行ったって、やっぱり逃げるところがないと。それで海部郡でようけ避難タワーを作ったんですけど、最新の県の津波高よりちょっと低いんです。だから逃げるところがない。いろいろある漁協関係や農協関係や役場とか、いろんな施設はやっぱり避難場所にしてほしいんです。今、逃げるところがないです。ここらはやっぱりきちっと早急にやってほしい。本当にいつ来るか分からん。逃げるところがないところがたくさんあるんです。ここも一緒ですよ、大浜海岸のところ。こっちの漁協の下へ避難タワーを作ったんですけど、高さが足らん。それやったらこの施設、やっぱり耐震ができとるんやったら整備をしていただきたい。それでみんなが逃げられるような考えでしてほしいなというのがありますので、そこらについてのスケジュール、今後どのように進めていくのかをお伺いいたします。

河野経営推進課長

津波の避難場所ということも御提案いただいているところでございます。美波庁舎が建っておる場所は、若干その周辺の地域からは高いという状況もございまして。そういうふうなことも含めまして、早急に地元の町、それから漁業関係者、団体の方等のお話を聞きながら、聞いた内容を取りまとめ、具体的な方向を示しながら、また再度団体の関係者などの御意見も伺いながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

重清委員

これはやっぱりスピード感を持って、あそこで働いている人たちも一緒です。いつ津波が来るか分からんというところで危険におるんです。それで耐震もできとらんということではなかなか安心して仕事もできません。そしてあそこは今どうしても大事なんです。藻場の育成からいろんな貝殻、貝も少なくなっただけで、いろんな研究をしてほしいんです。今からですよ、水産。

ここで最後に、知事の答弁でも、県南水産業の未来を照らすとありましたけど、それは照らしていただきたい。最後に部長の決意を聞いて終わりたいと思っております。

小谷農林水産部長

ただいま重清委員から、農林水産総合技術センター美波庁舎、試験・研究の拠点であり、県南の水産の拠点であります。こちらについてお尋ねがございました。

県南の今の厳しい漁業の状況はお話のあったとおりです。今、漁獲が減少しております。魚価についても長らくの低迷化。加えて南海地震、巨大地震の対応ということは、これは一刻の猶予もならない。

こうしたことから、この拠点の整備ということでハード面、こちらについては一定の予算も伴いますけど、まずは関係者の方々の御意見をしっかりお聞きして、どういった形、どういった方向に進んだらよいのか、ここをまず早急に固めて、次のステップへ予算も含めて具体的に取り組んでまいりたいと考えております。いざ発災となった場合の水産の漁

業再開といったときの拠点ともなってもらいますので、そういう点も含めていろんな部分の機能を、新しい拠点として県南の漁業関係者の方々の期待にしっかりと応えるような形になりますように全力で取り組んでまいりたいと考えております。

来代委員

二つだけ提案みたいな質問をしますので、よろしくお願いいたします。

その一つはゆるキャラと、もう一つはワカメなんです。

まず、ゆるキャラなんですけど、一つ提案したいんです。AKBの総選挙もそうですし、このゆるキャラもそうですけど、これには公職選挙法はどんなことをしたって適用されませんよね。

丸谷もうかるブランド推進課長

そういった法律に抵触するというようなことはないと考えております。

来代委員

我々は心だけ下さればとって、清潔な、厳しい頼むだけの選挙をしよるんで、こういうことになると真剣に答えてもらわないかんです。

やっぱりやる以上は、ゆるキャラとって、世間で注目されることをしないと徳島県という名が上がらないんです。例えどのようなことであろうと、すだちくんが1番になった、2番になった、その運動方法によって徳島というのが大いに目立ってくると思うんです。

そこで提案しますけども、この農林水産部の中に戦略という名の付いたところが四つあるんです。推進と名の付いたところが二つ。

まず、これは知事の一番喜ぶような名前を付けなったら絶対に予算が付くということ、いかがでしょうか、すだちくんゆるキャラ飛躍戦略オンリーワン事業とか。オンリーワンと戦略と付いておったら予算が付くと思って、何でもオンリーワンと戦略をつけるんなら、すだちくんゆるキャラ飛躍オンリーワン戦略対策室とか、まずこういうのを一つ設けてほしい。

その次に、やっぱり目立つということですから、これは知事が東京へ陳情するとき、各部長さんが東京へ行くとき、全部すだちくんのTシャツを着て省庁、駅、空港を歩いていただきたい。聞かれたら、これはすだちくん、すだちくん、阿波おどりとすだちくん、何でもかんでもすだちくんということ进行宣传すると同時に、阿波おどりなんかもあります。たまたま商工労働部の仁木課長はのんき連の連長、あるいは仁木副部長さんものんき連の連員と聞いております。阿波おどりのプロがおって、しかも観光のプロなら、これは当然県に協力すべきなから、この連中全部すだちくんのぬいぐるみを着て各機敷全部踊っていただく。そのくらい手の込んだ戦略を。

もう一つは、やっぱりこれはAKB若しくはEXILE、あるいは上戸彩、また剛力彩芽でも武井咲でも結構ですよ。こういう人たちに1回、2回、必ずこのすだちくんの踊りをしてもらう。それくらい前向きの、ものすごい強い意志で、部長、推進してもらえませ

んか。

丸谷もうかるブランド推進課長

私のほうからお答えさせていただきます。

すだちくんがゆるキャラグランプリ2014に挑戦するに当たり、すだちくん自身の頑張りというよりも、それを支える我々県職員がやはり全国に情報発信していかなければならんというふうに強く思っております。

去年の戦いも踏まえまして、今年はまた次元の違う戦い方をしたいと考えております。

そういったことで、先ほど委員からおっしゃられました、まずはその形といいますか、Tシャツでありますとか、そういった我々支える者がいかに対外的にそれを見せていくか、応援していく姿勢を見せていくか、あるいは有名人も活用するというようなことについて、戦略的、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

小谷農林水産部長

ただいま担当課長からすだちくんのゆるキャラグランプリ2014へのチャレンジの取組について、その事業の内容についてお答えをさせていただきました。

こうした幅広い事業を、工夫をしながら、より多くの方を巻き込みながら進めていくためには、農林水産部が中心となってやっていくという意味で、農林水産部の力を結集していく、そういう意味でそういった組織作りも必要かなと考えております。戦略室ということも念頭に置いて、どのような形の組織があるのか、そこは早急に考えていきたいなと思っておりますが、農林水産部が中心となって、また全庁的な情報発信のための統括本部がありますので、そこへ呼び掛けて、全庁挙げた取組が効果的に進むように進めてまいりたいと考えております。

来代委員

この選挙というのは一日でも早く取りかかったほうが強いんです。遅れれば遅れるほどこれは遅れます。冷えた鉄はなかなか温もらん。鉄は温めたらいけるんです。選挙というのはそういうものなんです。だから、今から取りかかってほしい。特に農林水産部長さんは教育委員会にもおられたんです。だから夏休みにはこのゆるキャラを携帯電話、パソコンでいかに打つかを研修して、9月に入りますと土曜、日曜には子供たちに集まっていたいて、どれだけ早くこのすだちくんを打ち込めるか競争して、賞品を出して、1票でも2票でもいけるような教育委員会的な取組も必要だと思いますが、元教育委員会で農林水産部長の小谷さん、いかがですか。

小谷農林水産部長

教育委員会、教育界をはじめとして、福祉も経験しておりますけれども、ありとあらゆる手段を講じまして、鋭気を傾けてまいりたいと考えておりますので、委員各位におかれましても昨年以上の御支援を賜ればと考えております。どうかよろしく申し上げます。

来代委員

もう一つ、保健福祉部長におられました。やっぱり人間の体、脳が弱ってくるというのは指先からなんです。老人ホーム、高齢福祉のところには必ずパソコンを持ち込んで、指の運動の練習です。だちくんを売り込んでもらおう。それも一緒に考えてもらえませんか。

小谷農林水産部長

高齢者の中にも I T に強い、I C T に強い高齢者も、元気な方もいらっしゃいます。様々な情報ツールを駆使してこの取組を進めていく必要があると考えておりますので、県民総ぐるみの形で進むように、関係部局と一緒に進んでいくような取組体制を整えてまいりたいと考えております。

来代委員

それぐらい強いのをやって、我々も応援しますけども、やっぱり何でもいいんですよ、1 番になれば。その努力というものが明日の徳島の飛躍につながると思いますので、是非ともお願いしたいと思うんです。

その一方では、ちょうど今ニュースで見えていますと、集団的自衛権とかどうのこうの、これは戦争が起こるんじゃないかといつて大変な騒ぎになっていますけども、ひょっと思い出せば、過ちは二度と繰り返しませんからという一つの言葉があります。しかし県民として、また県庁としても、過ちは二度と繰り返させてはならないということも頭に入れてほしいんです。その一つがワカメなんです。

世の中おかしいもので、事前委員会のここであれだけワカメの話が出ててもマスコミにはそっぽを向かれる。たまたま県庁で、本会議で出れば、5 回、6 回、論議されていてもそれがトップニュースとなる。それくらいやっぱり言う人によって違うんですけども、ワカメというのは徳島県のブランドなんです。そのブランドのワカメの偽物あるいはインチキワカメのこのスキームを見ますと、これ、何を書いているか分からない。

そこで提案いたします。できるだけこういうのは単純に早くやらなきゃいけないんです。しかし、それをいかにも手をこまねくようなことばかりせずに、部長あるいは水産課長さん、一体この鳴門産のワカメというのは、1 番目できちんした鳴門のものであれば、次に、それが大きくなって加工されて、そこでも鳴門産であるということが確認されれば、最終段階で売るときにはやっぱり鳴門産なんです。この 1、2、3 のどこかでインチキがあるから偽物のワカメ、中国産とか韓国産が入ってくるんです。

そこで、1 からしっかりすべきだと私は思っておるんですけども、この鳴門産の種を扱っている業者というのは、鳴門には一体どれぐらいの業者さんがおられるんですか。

船越水産課長

鳴門わかめの種を扱っている業者は幾らぐらいかという委員からの御質問でございます。

私が承知している限りは、少々幅がございますが、10 から 20 の方が扱っていらっしゃるというふうに聞いております。

来代委員

そしたら、徳島県の農林水産部でワカメあるいは水産物、こういうのを扱っている職員は何人おられるんですか。

船越水産課長

うちの水産課にワカメの養殖ということで担当がおりますが、水産課全体となりますと大体20名ぐらいとなります。

来代委員

そしたら業者さんが25としませんか。そして20人職員がおる。1人が1か所から2か所を見たら全部見て回れるわけなんです。だからそこで鳴門の種を扱っているかどうか、これをきちんとやれば、1か所か2か所でしょう、回れんわけないですね。これは早急に回るといって体制をとりませんか。

船越水産課長

ただいま種付けの段階で、種を付けている様子も確認すればという提案をいただきました。我々も加工現場はこれまでずっと確認しております。それより少々早い10月でございますので、その辺りは職員等を現場へ派遣するなどして、しっかりとその辺り、養殖、種付けの状況は確認できると思います。

来代委員

だから、これはもう部長にお聞きしますけど、今までは農林水産部は来年見るとか、ワカメの出荷前に見ると言うところなんです。ところが、私のところへいろいろ電話かかってくる。ワカメ業者さんからもいろいろ教えてくれるんですけども、このワカメの種付けというのは大体秋でしょう。10月、11月、水温がちょっと下がったときでしょう。そのときに鳴門産の種をちゃんと扱っているかどうかを点検して確認したら、まず第1回のシール。そしてそれが大きくなって加工する前にもう一回、その1回目のシールを貼ったところのものが、そのまま偽物が入っていないとすれば、第2回目のシール。そして最後に販売する前に、それが間違いないとすれば第3のシールを貼って、シールが三つあれば本物だと。シールが三つない、もしもそこにインチキ業者、あるいは県の職員が見てこれは推奨できない、これは危ないというときにはシールを出さない。その段階においてGメンあるいは警察を利用して悪徳業者は排除する。そういう強い姿勢がないと、これは何回でも過ちは繰り返される。

戦争じゃありませんけども、絶対繰り返しちゃいかんのです。そのためにも、部長からの命令、県からの強い命令、課長じゃなしに部長からのきちんとした命令系統で、この第一次産業、まず農林水産部から、水も漏らさぬぐらいの決意はございませんか。

小谷農林水産部長

鳴門わかめブランドの強化のスキームについて、事前委員会でも種々御議論をいただい

たところであります。また、しっかりとした対策を講じていくということで、本会議においても答弁等をさせていただいておりますが、まず生産から加工に至るまで、全ての段階において不正とかいつわりの作業が入らないような形でしていく分、委員の御提案は大変意義のあることであると考えております。

そうした場合に、ワカメの生産につきましては、鳴門、10月、11月のこの時期から種付けが始まりますので、先ほども水産課長からお答えをさせていただきましたように、この時点で一応把握、確認、チェックというのを農林水産部としてとり行ってまいりたいと考えております。

そうした上で、今回、既に漁協のほうも進めていく予定であります。現産地の証明書の発行とかいった分のいろんな工程がありますので、そこで一つ一つの節目において農林水産部、行政がチェックをかけていく、そうした形で新しいスキームの実効性を高めていきたいと、このように考えております。

そうして、生産側からやっぱり加工業者のほうにも同じような形で全体としてブランドの信用の回復に努めていく、ここの部分のまずは生産現場、生産業者からこうした取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

来代委員

そこまで言うていただくとこれは言うこともございません。

とにかくすだちくんにしても、これは徳島県のブランドで徳島県の代表、鳴門わかめもすだちくんと同じようにやっぱり徳島県の代表なんです。だから、これはとにかくみんなです。みんなで育てる強い決意で、その姿勢でよろしくお願いして終わります。

庄野委員

すだちくんのゆるキャラの推進を少し言われていましたので、ちょっと思い出しまして今取ってきました。実は熊本に認知症対策の研修で去年行っと思ったときに、熊本の職員さんからくまモンのこんな名刺をいただきました。

それで、すだちくんを推奨するのであれば、これも県の内外のいろいろなところすだちくんのこんな形の名刺を作ったら、こういう名刺なんですけど、少しアピールになるのかなというふうに思って、ちょっと思い出したので、取りに行ってきました。また参考にさせていただきましたらと思います。

丸谷もうかるブランド推進課長

大変貴重な御提言いただきました。やはりキャラクター自身が行動するというのに加えて、県職員がそういうグッズを持って自らPRしていく、一人一人がPRしていくということが大切だと私も感じております。委員からの御提言も今あったわけですが、そういったことも踏まえて、県庁一丸となったそういった取組に生かしてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

喜多委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま、審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

来代委員

これは委員長と副委員長にお願いしたいんですけども、昨日も皆さんが質問なさいました。数字が余りにも雑すぎる。何かいうと経済研究所の数字だとか平成20年の数字だとか、ちょっと緩みたるみというのが感じられますので、委員長報告の中に、委員長、副委員長から、県庁の職員たるもの数字をきちんと把握してきちんと数字を使うようにということに注意するか、あるいは呼び掛けがあったということに是非とも入れていただきたいと思えます。

喜多委員長

副委員長と相談して検討して入れるようにしたいと思います。

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。(14時22分)